

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領

昭和58年11月30日

58畜A第3777号 農林水産省畜産局長通知の別紙1

改正 昭和63年3月5日63畜A733号
平成8年3月13日8畜A281号
平成12年6月6日12畜A第1459号
平成17年5月25日17生畜第542号
平成22年8月27日22生畜第1101号
平成27年5月13日27生畜第180号
令和2年7月7日2生畜第564号

第1 都道府県計画

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「法」という。）第2条の3に規定する都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）は、農林水産大臣が定める酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）の内容と調和するとともに、都道府県の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとして次に定めるところにより作成するよう努めるものとし、その協議については、次に定めるところによるものとする。

1 都道府県計画の作成に当たっての留意事項

(1) 基本的な考え方

今次基本方針は、「海外市場を含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤強化」と「次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造」が二つの柱となっている。この実現のために取り組むべき事項は、都道府県更には地域ごとにその状況を踏まえて、検討されるべきである。

このため、都道府県計画には、都道府県ごと、地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。

なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。

(2) 関係者の意見

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和29年政令第233号以下「令」という。）第1条の2第2項の規定に基づいて聴いた学識経験者の意見は、都道府県計画の内容に十分に反映させるものとする。

(3) 資料の整備

都道府県計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について可能な限り市町村別に資料を整備するものとし、特に、近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標を作成するために、十分な調査を行うものとする。

ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）

イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び都道府県域内・域外の出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況

エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）、酪農においては、生産者団体が調査した都道府県域内の空き牛舎、酪農経営の経営継続の意向、後継者の有無等）

(4) 計画期間

都道府県計画は、令和12年度までの期間につき作成するものとする。

2 都道府県計画の様式

都道府県計画は、別記様式第1号に定めるところにより作成するものとする。

3 都道府県計画の記載上の注意

(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、各都道府県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の需給事情の変化・生産基盤の現状を分析した上で、①肉用牛・酪農経営の増頭・増産、②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承、③経営を支える労働力や次世代の人材の確保、④家畜排せつ物の適正管理と利用の推進、⑤国産飼料基盤の強化、⑥需要に応じた生産・供給の実現のための対応、⑦輸出の戦略的な拡大、⑧災害に強い畜産経営の確立、⑨家畜衛生対策の充実・強化、⑩GAP等の推進、⑪資源循環型畜産の推進、⑫安全確保を通じた消費者の信頼確保、⑬国民理解の醸成・食育の推進等について、畜産クラスター等による地域連携の取組も含めて、基本的な考え方を記述するものとする。

(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、基本方針の内容と調和を図るものとする。拡大が見込まれる国産畜産物への需要に対して、確実に応えるために生産基盤の強化を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。

(3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、各都道府県及びその周辺の都道府県で実際に行われている取組を踏まえ、基本方針の第3の2の(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、生産基盤を強化し、持続的な成長・発展を図るという観点から、ICT等の農業新技術の導入、コントラクターやTMRセンター、育成預託施設等の外部支援組織や他の畜産経営との連携等の取組を織り込んだ上で、「持続的・安定的な経営の実現」や「積極的な規模拡大の実現」を図るモデルとして、規模拡大を目指す経営のみならず、中小規模の家族経営が一定の所得を確保し、持続的な経営を可能とするモデルも示すものとする。

なお、指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、規模拡大を行う経営と、諸条件により規模拡大は困難だが、収益性の向上により一定の所得を確保し経営を維持しようとする経営、それぞれの取組について具体的に記述するものとする。

また、その際に行う地域連携の取組についても具体的に記述するものとする。

(5) 国産飼料基盤の強化に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、粗飼料生産基盤の強化のための取組と、輸入とうもろこしの代替品としての飼料用米、子実用とうもろこし等を利用する取組やエコフィードを安定的に供給する取組等を分けて記載するものとし、気象リスクへの対応や外部支援組織の育成・強化の具体策、放牧推進のための具体策について記述するものとする。

(6) 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項のうち集送乳の合理化については、酪農経

営の戸数の減少や厳しい輸送環境を踏まえて、地域の関係者の合意形成を進め、更なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備や生乳の集送や販売に関する業務の指定事業者への委託・譲渡による集約・一元化、指定生乳生産者団体における貯乳施設の再編整備等に関する具体的な措置について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、HACCPの制度化を踏まえ、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への再編・合理化の促進、牛乳・乳製品の安全性の向上や需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。

更に、需要に応じた乳製品供給の観点から、北海道を中心に乳製品の処理能力の確保やチーズ等の需要のある乳製品の製造体制の強化を図るための取組について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項のうち肉用牛の流通合理化については、肉用牛の生産・流通構造の変化及び地域の実情に応じて、生産者が適期での出荷を行えるようにすることを旨として、年間を通じた安定的な市場開催、受精卵移植由来の肉用子牛を含めた取引頭数の増加等に向けた家畜市場の再編整備・機能高度化等を記述するものとする。

また、牛肉の流通合理化については、食肉処理施設の稼働率の低下や老朽化、労働力不足への対応を旨として、生産者・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者の連携体制の構築、食肉処理施設の再編整備、食肉処理・加工の自動化、高度な衛生水準の確保、と畜から精肉加工までの一貫製造体制の構築等、国産食肉の生産・流通体制の強化のための具体的な取組について記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)の①から⑬の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の3第4項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）の説明書及び都道府県及び都道府県が定める区分ごとの農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

なお、地方農政局長への提出は、第1回提出期限：令和2年11月30日、第2回提出期限：令和3年1月19日、第3回提出期限：令和3年7月16日とし、都道府県ごとの状況に応じて対応可能ないずれかの提出期限を令和2年7月15日までに地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。）に登録するものとする。農林水産大臣は提出を受けた計画に係わる協議に対し、第1回提出期限に係るものについては令和3年1月29日まで、第2回提出期限に係るものについては令和3年3月18日まで、第3回提出期限に係るものについては令和3年8月18日までにそれぞれ回答するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応等、特段の事情がある場合には、柔軟に対応するため、この場合にあつては、あらかじめ地方農政局と協議するものとする。この協議があつた場合、地方農政局は、農林水産省生産局畜産部畜産企画課と協議するものとする。

第2 市町村計画

法第2条の4に規定する市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「市町村計画」という。）は、都道府県計画の内容と調和するとともに、市町村の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能

となるようなものとし、その作成及び協議については、次に定めるところによるものとする。

1 市町村計画の作成に当たっての留意事項

(1) 基本的な考え方

今次基本方針は、「海外市場を含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤強化」と「次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造」が二つの柱となっている。この実現のために取り組むべき事項は、都道府県更には地域ごとにその状況を踏まえて、検討されるべきである。

このため、都道府県計画には、都道府県ごと、地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。

なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方針について、記述するものとする。

(2) 関係者の意見等

令第1条の3第2項の規定に基づいて聴いた酪農経営又は肉用牛経営を営む者の意見は、市町村計画の内容に十分反映させるものとする。また、当該計画の内容として、当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は土地改良区若しくは土地改良連合が行う事項について定めようとするときは、同項の規定に基づき当該団体と協議することとなっているので留意すること。

(3) 資料の整備

市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標を作成するために、十分な調査を行うものとする。

ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）

イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況

エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）、酪農においては、生産者団体が調査した都道府県域内の空き牛舎、酪農経営の経営継続の意向、後継者の有無等）

(4) 計画期間

市町村計画は、令和12年度までの期間につき作成するものとする。

2 市町村計画の様式

市町村計画は、別記様式第3号に定めるところにより作成するものとする。

3 市町村計画の基本的考え方

(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、各市町村の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の生産基盤の現状を分析した上で、①肉用牛・酪農経営の増頭・増産、②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承、③経営を支える労働力や次世代の人材の確保、④家畜排せつ物の適正管理と利用の推進、⑤国産飼料基盤の強化、⑥需要に応じた生産・供給の実現のための対応、⑦輸出の戦略的な拡大、⑧災害に強い畜産経営の確立、⑨家畜衛生対策の充実・強化、⑩GAP等の推進、⑪資源循環型畜産の推進、⑫安全確保を通じた消費者の信頼確保、⑬国民理解の醸成・食育の推進等について、畜産クラスター等による地域連携の取組も含めて、基本的な考え方を記述するものとする。

(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については都道府県計画の内容と調和を図るものとする。拡大が見込まれる国産畜産物への需要に対して、確実に応えるために生産基盤の強化を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標

の検討を行うものとする。

- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、各市町村及びその周辺の市町村で実際に取り組まれている取組を踏まえ、基本方針の第3の2(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、生産基盤を強化し、持続的な成長・発展を図るという観点から、ICT等の農業新技術の導入、コントラクターやTMRセンター、育成預託施設等の外部支援組織や他の畜産経営との連携等の取組を織り込んだ上で、「持続的・安定的な経営の実現」や「積極的な規模拡大の実現」を図るモデルとして、規模拡大を目指す経営のみならず、中小規模の家族経営が一定の所得を確保し、持続的な経営を可能とするモデルも示すものとする。

なお、目標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の目標を設定することが適当でない場合には、目標ごとに、それぞれの条件に応じて地域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項等についても目標の地域区分に従って記載するものとする。

- (4) 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、規模拡大を行う経営と、諸条件により規模拡大は困難だが、収益性の高い経営により一定の所得を確保し経営を維持しようとする経営、それぞれの経営の取組について具体的に記述するものとする。

また、その際に行う地域連携の取組についても具体的に記述するものとする。

- (5) 国産飼料基盤の強化に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、粗飼料生産基盤の強化のための取組と、輸入とうもろこしの代替品としての飼料用米、子実用とうもろこし等を利用する取組やエコフィードを安定的に供給する取組等を分けて記載するものとし、気象リスクへの対応や外部支援組織の育成・強化の具体策、放牧推進のための具体策を含め、記述するものとする。

- (6) 生乳の生産者の集送乳の合理化のための措置については、生乳の効率的な用途別計画生産の実施、指定生乳生産者団体が主体となって行う流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する観点から、市町村における具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛の合理化の措置については、生産者が適期での出荷を行えるよう出荷体制の強化のための取組等について具体的に記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)の①から⑬の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

- (8) 酪農に関する事項又は肉用牛生産に関する事項のみをその内容とする市町村計画については、別記様式第3号のうち飼料の自給率の向上のための措置の部分を除き、当該事項について作成するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の4第4項において準用する法第2条の3第4項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第4号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び市町村の農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて都道府県知事に提出するものとする。

なお、協議については、都道府県と相談の上、令和3年度中に市町村計画を作成できるよう努めるものとする。

第3 その他

1 都道府県知事は、市町村計画を作成することができる市町村の基準（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和29年農林省令第51号）第2条の2）に適合する市町村については、市町村計画を作成するよう当該市町村に対し助言することができるものとする。

この場合、酪農及び肉用牛生産の双方に関する事項をその内容とする市町村計画を作成することができる市町村については、市町村長に対し、当該市町村計画を作成するよう助言するものとする。

2 別記様式第1号及び様式第3号における「現在」欄については、原則として、平成30年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、令和12年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

（参考）「現在」

家畜の飼養頭数、戸数	平成31年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等面積等	平成30年度（4月～3月） 平成30年度調査における各種資料

「目標」

家畜の飼養頭数、戸数	令和13年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	令和12年度（4月～3月）